

現職教員向け 特別支援学校教諭2種免許状を取得するには

幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教諭普通免許状（基礎となる免許状）を取得した後の教員としての**良好な勤務年数3年以上**と、**所定の単位**を修得することで、特別支援学校教諭2種免許状が取得できます。（免許法第6条 別表第7：教育職員検定による取得）

- * 1 幼稚園、小学校、中学校、高等学校の各校種での良好な勤務年数を通算することができます。
- 2 特別支援学校教諭臨時免許状を所持して、特別支援学校での良好な勤務年数も通算することができます。

必要な単位

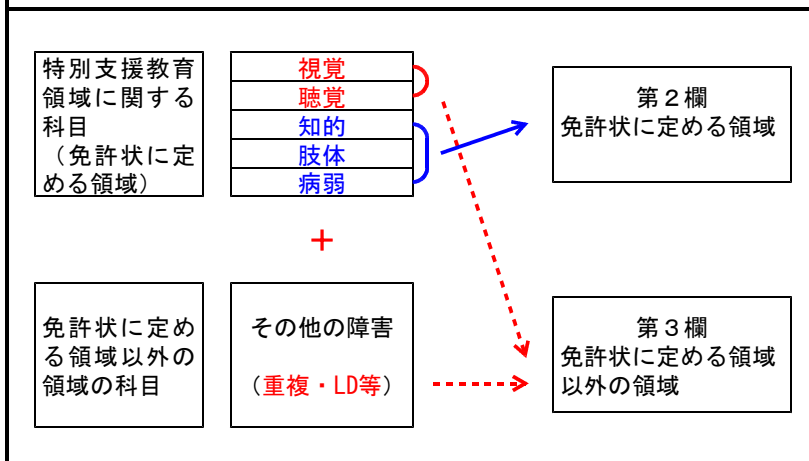
	特別支援教育に関する科目	必要教育領域	必要単位数
第1欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目		1単位以上
第2欄	特別支援教育領域に関する科目 (免許状に定める領域の科目)	視覚障害者 聴覚障害者	各領域 2単位以上 (心理等1+教育課程等1)
		知的障害者 肢体不自由者 病弱者	各領域 1単位以上 (心理等+教育課程等で1)
第3欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・第2欄の5領域のうち、免許状に定めない領域 ・その他の障害教育領域（重複・LD等）	1単位以上 (重複・LD等は必修)
	合計		6単位以上

- ・基礎免許状（幼稚園、小学校、中学校、高等学校の普通免許状）取得後に修得した単位が有効です。
- ・**必要単位数と必要教育領域の両方を充足する必要があります。**
- ・第2欄で修得する教育領域の単位は、「**中心となる領域**」で心理等の科目及び指導法等の科目、両方の修得が必要です。
- ・第3欄で修得する教育領域の単位は、「**含む領域**」で修得したもので構いません。
- ・既に特別支援学校教諭1種免許状を所持している場合、その単位が基礎免許状取得後に修得した単位であれば、上欄の単位として使用することができます。
- ・単位は都道府県の開催する免許法認定講習、大学等の開催する免許法認定公開講座及びNHK放送大学等で修得できます。履修の際には、必要単位数のほか、各科目の内容（中心となる領域及び含む領域）が取得希望免許に対応しているかどうかご確認ください。

教育領域の考え方

特別支援学校教諭免許状は、複数の障害種別に対応できる幅広い知識（総合性）と特定の障害に係る専門的な知識理解（専門性）を確保するため、取得しようとする免許状に定める教育領域以外の全ての領域についても履修する必要があります。

知的・肢体・病弱の3教育領域を取得する場合の第2欄及び第3欄の考え方のイメージ



例えば、知的、肢体、病弱の3教育領域を定めた免許状を取得したい場合、**第2欄では知的・肢体・病弱の3教育領域について単位を修得し、第3欄で免許状に定めない教育領域となる視覚、聴覚と、その他の障害領域（重複・LD等）の単位を修得する必要があります。**（左図参照）

第3欄での教育領域の履修は、「中心となる領域」として修得したものでなく、「含む領域」として修得したもので構いません。

- * **必要単位を取得しても、必要教育領域を満たしていない場合は、免許状授与要件を満たしたことになりますので注意してください。**